

工事現場における熱中症対策・防寒対策費用の共通仮設費への計上について（通知）

このことについて、熱中症対策・防寒対策に関する費用について、下記のとおり共通仮設費へ計上することとしたので参考送付します。

記

1 対象工事

土木工事標準積算基準書に基づき積算する工事において、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。

2 積算方法

(1) 基本的な考え方

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。

なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、現場環境改善費率分で計上される額の50%を上限とする。

3 実施方法

熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に受発注者の上、決定するものとする。

4 留意事項

(1) 受注者は具体的な内容、実施時期を施工計画書に記載し、事前に工事監督員に提出する。受注者は各内容の実施状況を撮影し、工事成果品として納品する。

(2) 費用は、変更設計時に見積等による価格を計上する。

(3) 熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。

(4) 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。

(5) 2(1) 基本的な考え方における「作業員個人の費用」とは、主に作業員個人に対する熱中症対策・防寒対策費用であり、塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット、カイロ、ヒーターベスト等が該当し、費用計上の対象外とする。

なお、熱中症対策に資する「作業員個人の費用」は、令和5年5月15日付け5技企第37261号による補正の加算額に含まれる。

(6) 現場環境改善費の率分を計上しない場合においても、「熱中症対策・防寒対策に関する費用」を単独で計上することができるものとする。

(7) 災害復旧事業においては、「熱中症対策に関する費用」のみ計上することができる。

5 適用時期

令和7年4月1日以降に公告する工事から適用する。

6 問合せ先

技術企画課 積算・市町支援グループ (TEL 087-832-3521)